

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 1 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、59 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 2 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、昭和 56 年 12 月、57 年 7 月及び 59 年 10 月は 24 万円、同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 28 万円、60 年 1 月は 22 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 26 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 28 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、61 年 1 月は 24 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 26 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 63 年 4 月までは 26 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 26 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 28 万円、平成元年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 12 月は 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

② 昭和 55 年 10 月 1 日から平成 9 年 11 月 30 日まで

申立期間①については、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①当時の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、オンライン記録上の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与支給額と相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与支給明細書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所としての記録が無いことが確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、50 年 6 月 1 日に設立されたことが確認できる上、複数の同僚は、申立期間①において同社に 6 人以上の従業員がいたことを記憶していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①においても適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間②のうち、昭和

56年12月、57年7月及び59年10月は24万円、同年11月は20万円、同年12月は28万円、60年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、61年1月は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は22万円、同年5月から同年7月までは26万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月から63年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までは28万円、平成元年1月は22万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年12月は22万円とすることが妥当である。

また、前述の給与支給明細書により、申立期間②のうち、i) 昭和55年11月から56年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、57年10月から59年7月までの期間、同年9月、平成元年9月、同年10月、2年1月から8年11月までの期間、9年4月及び同年6月から同年9月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていること、ii) 昭和56年11月、57年1月から同年6月までの期間、同年8月及び同年9月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間②のうち、昭和55年10月、56年5月、同年10月、59年8月、平成元年11月、8年12月から9年3月までの期間、同年5月及び同年10月については、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年8月20日）及び資格取得日（昭和43年11月21日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和43年8月及び同年9月は1万6,000円、同年10月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月20日から同年11月21日まで

私は、前職の同僚4人とA社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和42年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年8月20日に被保険者資格を喪失後、同年11月21日に同社において再度被保険者資格を取得しており、同年8月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、同僚から提出された昭和43年秋の社員旅行で撮影されたとみられる写真及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、正社員として継続してA社に勤務していたと認められる。

また、A社において経理及び一般事務を担当していた同僚は、「正社員はすべて厚生年金保険に加入していた。」と述べている上、申立人と同時期に入社し、申立人と同質の業務に就いていた複数の同僚及び申立人の上司は、申立期間において、申立人の担当業務及び勤務形態に変更は無かった旨を述べており、オンライン記録によれば、当該複数の同僚の被保険者記録は継続

していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年7月及び同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年8月及び同年9月は1万6,000円、同年10月は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から同年9月1日まで

申立期間について、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額となっているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社発行の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島国民年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間を含む昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付通知書で A 市に納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付通知書で A 市に納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、同年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、62 年 12 月 16 日に過年度納付されたことが確認できるものの、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A 市の納付記録データによれば、オンライン記録と同様、申立期間は未納期間として記録されていることが確認できる上、戸籍の附票によれば、申立人は、昭和 47 年以降同市から転出していないことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から14年2月まで
平成20年に「ねんきん特別便」が届き、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。

私は、集金に来ていたA市役所B支所の男性職員に、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「病院に行くために、A市役所B支所の窓口で、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後集金に来た同市役所同支所の職員に国民年金保険料を納付していた。」と述べており、申立人は、平成9年4月9日に国民健康保険の加入手続を行ったことが確認できることから、国民年金の加入手続も同時に行ったものと考えられるものの、申立人は、「申立期間は、集金の職員が自宅を訪問してきた際にお金があれば、納付していた。一括して納付した記憶は無い。」と述べるなど、国民年金保険料を納付した期間についての記憶が定かではない上、A市の国民年金保険料納付記録データにおいても、申立期間については、オンライン記録と同様、未納と記録されていることが確認できる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから同年8月1日まで
私は、公共職業安定所の紹介で、申立期間にA社に工員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が申立期間と一緒に勤務していたと記憶している同僚二人の氏名が記載されていることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち住所が判明した3人に照会したところ、一人の同僚から回答が得られ、当該同僚は、「私は、事務及び営業の担当であり、工場に勤務していたとする申立人を記憶していないが、A社では、工場勤務従業員には試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入していた。試用期間は経歴等により3か月から1年程度あったと思う。」と述べている。このことから、申立期間当時、同社では、工場勤務従業員について、必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなく、申立人は試用期間が経過する前に同社を退職したものと考えられる。

また、A社は、昭和39年3月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本も廃棄されていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の

氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月ごろから 52 年 7 月 14 日まで
私が A 社に勤務した申立期間について、一緒に勤務した同僚には厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間には、同社が適用事業所となっていない期間も含まれている。

また、申立人は、「厚生年金保険料は給与から義務的に控除されていたと記憶している。」と述べているところ、A 社の元取締役は、「A 社では、従業員の面接時に、厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞いていた。」と述べており、複数の同僚も、同社では、従業員の希望によって厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであった旨を述べている。

さらに、前述の元取締役は、「厚生年金保険に加入した従業員は、雇用保険にも加入していた。」と述べているところ、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、A 社は、昭和 53 年 2 月 1 日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び経理担当者に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 24 日から 36 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間にはA社（本社）で、業務に従事し、その後、昭和 36 年 8 月 1 日に正式に同社B工場に異動した。

A社B工場における厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、それより前の同社（本社）における勤務期間が未加入期間となっている。申立期間には厚生年金保険料が控除され、健康保険被保険者証を医療機関に提示した記憶があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部において、A社（本社）に在籍の上、同社B工場に勤務していたと述べているところ、申立人が所持する同社同工場の同僚等との写真（昭和 36 年 4 月及び同年 6 月撮影）及び複数の同僚の記憶から、申立人は、少なくとも昭和 36 年 4 月ごろから同社同工場に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、複数の同僚に照会しても、昭和 36 年 4 月より前の期間において、申立人を記憶する同僚はいない上、複数の同僚は、「入社当初、1か月から3か月の厚生年金保険の未加入期間がある。」と述べている。

さらに、A社（本社）及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した先輩から、「昭和 38 年 10 月以降に雇用されたA社採用前提の臨時社員は、社会保険に加入していた。」と聞いたので、私が臨時社員としてB事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社の継承事業所であるD社E支社から提出された申立人に係る「臨時社員就労カード」等により、申立人は、申立期間において、臨時社員としてC支社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間にA社C支社において厚生年金保険被保険者となっていた者に照会したところ、複数の者は、「厚生年金保険の加入の取扱い は事業所によって違う。」と回答している上、自らの勤務期間を記憶している 17 人中 6 人については、雇用日と資格取得日が一致していないことから、必ずしも臨時社員全員が雇用と同時に厚生年金保険被保険者となっていたとは考え難い。

また、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同支社B事業所に申立人と同期入社したと記憶している同僚の資格取得日は、申立人がF共済組合の組合員となった日と同日の昭和 43 年 12 月 1 日であり、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月ごろから同年 7 月 5 日まで
社会保険事務所（当時）から、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。A社における厚生年金保険料の控除について確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事務員は、「申立期間当時は、3か月の見習期間があり、その期間は厚生年金保険に未加入としていた。」と述べており、複数の同僚も、3か月程度の見習期間があったことを記憶している。

また、A社では、当時の厚生年金保険料の控除方法は不明であるとしているものの、前述の給料支払明細書によれば、昭和 62 年 5 月の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年 6 月の給与からは厚生年金保険料が控除されている一方で、退職月である平成元年 9 月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 7 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 21 日まで

私は、申立期間①にはA社に、申立期間②にはB社に、作業員として勤務していた。会社から健康保険被保険者証を受け取った記憶があるため、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する適用事業所名は見当たらない。

また、A社及びB社の事業主及び同僚についての申立人の記憶は定かではなく、連絡先の判明した者もないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 23 日から同年 4 月 3 日まで
② 昭和 40 年 1 月 19 日から同年 2 月 26 日まで
③ 昭和 43 年 12 月 9 日から 44 年 3 月 29 日まで

申立期間①については、私の船員手帳には、昭和 38 年 3 月 23 日から 39 年 8 月 24 日まで甲板員として A 丸に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者資格取得日が 38 年 4 月 3 日になっている。

申立期間②については、私の船員手帳には、昭和 40 年 1 月 19 日から同年 2 月 26 日まで B 丸に乗船した記録があるにもかかわらず、被保険者記録が無い。

申立期間③については、私の船員手帳には、昭和 43 年 12 月 9 日から 44 年 3 月 29 日まで C 丸に乗船した記録があるにもかかわらず、被保険者記録が無い。

申立期間①、②及び③について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の乗船記録により、申立人は、申立期間①において、A 丸に甲板員として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る船員保険の適用について確認することはできない。

また、高等学校で申立人の同級生だった同僚は、「学校卒業後の昭和 38 年 3 月に、申立人と一緒に同じ甲板員として A 丸に乗船した。」と述べているところ、当該同僚の船員保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、昭和 38 年 4 月 3 日であることが確認できる上、当時の漁労長は、「船員手帳の乗船

記録と船員保険被保険者記録は必ずしも一致していない。」と述べている。

申立期間②については、前述の船員手帳の記録により、申立人は、申立期間②において、B丸に甲板員として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡している上、同僚に照会しても、申立人の申立期間②に係る船員保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、D県E課では、「申立期間③には、申立人は技術職に任命され、C丸に乗船していた。」としており、F共済組合D支部によれば、申立人は、昭和43年12月1日から44年3月31日まで同共済組合に加入していることから、船員保険被保険者ではなかったことが確認できる。

また、申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 39 年 10 月 31 日まで
私は、知人の紹介でA社に入社し、同社に勤務していたにもかかわらず、「ねんきん特別便」によれば、申立期間は未加入期間となっているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、知人の紹介でA社に入社したと述べているところ、当該知人もそれを認めていることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、また、同僚の中に連絡先が判明した者もないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人は、A社の従業員数を 25 人と述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間に同社において被保険者資格を取得している者は最大で 5 人であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証を受け取ったことは無いと述べている上、申立人が給与から控除されていたとする金額は、当時の厚生年金保険料額とは大幅に相違している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間中の昭和 38 年 12 月 17 日に社会保険事務所（当時）の総合調査を受けていたことが確認できるところ、その後、同社において、新たに被保険者

となった者は一人だけである。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 30 日から 36 年 8 月 30 日まで
② 昭和 36 年 11 月 30 日から 37 年 8 月 30 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 30 日から 38 年 8 月 30 日まで
④ 昭和 38 年 11 月 30 日から 39 年 8 月 30 日まで

私が A 社に季節工として勤務した期間のうち、一つの期間の厚生年金保険被保険者記録は見付かり平成 22 年に統合されたが、残りの申立期間①から④までについては、被保険者記録は見付からなかった。

私は、申立期間①から④までにおいても、A 社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の継承事業所である B 社に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 30 日まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、当該納付記録は、C 市が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致している上、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたと述べている。

なお、平成 22 年に申立人の基礎年金番号に統合された A 社における厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は、前述の国民年金被保険者名簿に記載された資格喪失日と一致するところ、申立期間に係る国民年金被保険者資格の

得喪については記載されていない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 31 日から 17 年 3 月 1 日まで

私は、平成元年 6 月から 2 年 1 月までは、A 社（現在は、B 社）に、それ以降の申立期間には同社のグループ会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳の給与の振込みに係る記載及び B 社の回答書により、申立人は、申立期間当時、A 社のグループ会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人が A 社のグループ会社と述べている C 社、D 社、E 社、F 社及び G 社（現在は、H 社）は、いずれも厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるところ、B 社では、「当社のグループ会社で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は無く、グループ会社の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することも無かった。」としており、同社から提出されたグループ会社に係る平成 17 年 2 月分給料一覧表によれば、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B 社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格取得日は平成元年 6 月 1 日、資格喪失日は 2 年 1 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 25 日から 42 年 3 月 25 日まで
私は、申立期間にA社又はB社（現在は、C社）に勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社又はB社に勤務していたと述べているところ、申立期間に両事業所においてそれぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会しても、申立人の各事業所における具体的な勤務期間を特定することはできなかった。

また、A社は、平成 10 年 8 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社の当時の事業主は既に死亡している上、C社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 42 年 3 月 25 日にB社において被保険者資格を取得したことが確認できるところ、申立期間に同社に勤務していた申立人と同職種の同僚は、「当時、会社では試用期間があった。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該同僚は、自身が入社したとする時期の約 5 か月後に被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 6 日から 36 年 6 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

申立期間には、私は、A社でBの仕事に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

関係者の記憶及び業務内容についての申立人の具体的な記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する適用事業所名及び類似の事業所名は見当たらない上、同社の所在地を管轄する法務局には、同社に係る商業登記の記録は無いことから、事業所を特定することができない。

また、A社の事業主及び申立人が記憶している同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない上、オンライン記録によれば、当該同僚には、申立期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。